

藤沢市手数料条例の一部改正について
藤沢市手数料条例の一部を次のように改正する。

2014年(平成26年)12月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市手数料条例の一部を改正する条例

藤沢市手数料条例(平成12年藤沢市条例第48号)の一部を次のように改正する。

別表第4に次の1表を加える。

- 4 マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号。以下この表において「法」という。)による事務の手数料

項	手数料を徴収する事務	単位	金額
1	法第105条第1項の規定による容積率の特例に係る許可の申請に対する審査	1件	160,000円

別表第5の17の表20の項中「販売業又は」を「販売業，」に改め、「貸与業」の次に「又は再生医療等製品の販売業」を加え、同項を同表22の項とし、同表19の項中「販売業又は」を「販売業，」に改め、「貸与業」の次に「又は再生医療等製品の販売業」を加え、同項を同表21の項とし、同表中13の項から18の項までを2項ずつ繰り下げ、12の項の次に次のように加える。

13	法第40条の5第1項の規定による再生医療等製品の販売業の許可の申請に対する審査	1件	29,000円
14	法第40条の5第4項の規定による再生医療等製品の販売業の許可の更新の申請に対する審査	1件	11,000円

附 則

この条例中，別表第 4 に 1 表を加える改正規定は平成 2 6 年 1 2 月 2 4 日から，別表第 5 の改正規定は平成 2 7 年 1 月 1 日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは，マンションの建替えの円滑化等に関する法律の改正及び薬事法等の改正を受けた神奈川県の特例に関する条例の改正に伴い，これらの規定に基づき新たに本市の事務とされた事務に係る手数料を定める必要があることから，所要の改正をする必要による。